

報 告 第 2 4 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年12月3日提出

新居浜市長 石川 勝 行

損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 5 号

損害賠償の額の決定について

道路施設の管理瑕疵による事故について、次のとおり損害賠償の額を決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和元年9月24日

新居浜市長 石川 勝行

1 損害賠償の額 21万3,826円

2 損害賠償の相手方 (省 略)

3 事故の概要

令和元年8月8日午後2時頃、市道高速側道高祖大久保線（船木甲4048番地の7地先路上）において、北進中の普通自動車が、同市道を横断している排水路の蓋に接触し、車両を損傷した。